

合併協議会だより

笛吹市・芦川村合併協定調印式



合併協定書への調印を行い、特別立会人山本栄彦山梨県知事と握手を交わす両市村長（左から、荻野笛吹市長、山本知事、野沢芦川村長）

8月1日合併に向け 協定書に調印

平成18年4月18日、笛吹市スコレーセンターにおいて合併協定調印式を挙行いたしました。

式典には、両市村長及び議会議長、議員、合併協議会委員、各種団体の代表者等総勢200名が出席。合併に向けての経過報告及び協定書の内容について概要説明がされ、合併協定書に荻野正直笛吹市長と野沢今朝幸芦川村長が調印しました。また、立会人である協議会委員を代表して両市村の議会議長の署名に続き、特別立会人である山本栄彦山梨県知事が署名し、両市村長に合併協定書が手渡されました。

調印式終了後の4月25日には、両市村議会が開かれ、廃置分合などの合併関係議案をそろって議決。5月8日には、合併に向け廃置分合申請書を山本知事に提出しました。



合併協定調印式



合併協定書に調印する荻野笛吹市長(左)と野沢芦川村長

合併協定調印式は、合併協議会で重ねられてきた協議の成果である「合併協定書」と「新市基本計画」を基に、両市村が合併の内容を確認し、合併することを議会に提案する根拠となるものです。

式典では、はじめに、荻野笛吹市長と野沢芦川村長により、合併協定書への調印が行われ、立会人である協議会委員を代表して龍澤笛吹市議会議長と野澤芦川村議会議長から署名をいただきました。また、特別立会人である山本山梨県知事の署名後、知事から両市村長へ協定書が手渡されると、式典に参列した方々からは大きな拍手が贈られました。

調印式を迎えたことについて荻野合併協議会会長は、「互いに手を携えてきた仲間として、これまで培ってきた地域の特色を互いに理解し、また尊重し、結びつくことの必要性を十分に感ずる中で協議されてきました。互いに必要としている合併であることは、本年1月1日に任意協議会を立ち上げてから、わずか3カ月半という短期間に、27の協定項目について協議が終了したことが何よりもその証です。将来合併して良かったと言われるような質の高い行政が行われる自治体として、新笛吹市が発展していくことを願います。」とあいさつしました。

また、来賓の山本知事からは、「新合併特例法の下で



特別立会人として、署名後ご祝辞をいただいた山本知事

最初となる合併です。行政基盤のさらなる強化や、地方主権のいっそうの確立につながるよう、心から願います。」と、祝辞をいただきました。



立会人を代表して、協定書に署名する、龍澤笛吹市議会議長(左)と野澤芦川村議会議長



笛吹市 芦川村 合併協定書

1 合併の方式

東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併目標期日を、平成18年8月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、笛吹市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、次のとおりとする。

- (1) 新市の事務所の位置は当分の間、暫定的に笛吹市石和町市部777番地とする。
- (2) 現在の芦川村役場の位置に支所を置くものとする。

5 財産の取扱い

合併時において所有する財産・公の施設は、全て笛吹市に引き継ぐ。

6 町名・字名の取扱い

町名字名の取扱いについては、字の設定区域は現行のとおりとし、旧村名を町名として現行の大字の前に付した大字名とする。



7 事務組織及び機構の取扱い

事務組織・機構については、笛吹市の制度に統一する。

8 条例・規則等の取扱い

条例・規則等は、笛吹市の制度に統一する。

「芦川村の条例・規則等は合併により失効することになるので、合併協議会で協議された各種事務事業の調整内容・確認内容に基づき、条例・規則等のそれぞれの施行区分により調整するものとする。」

9 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律第22条第1項の規定に基づき、合併前の芦川村の区域に地域審議会を設置する。

設置については、「地域審議会の設置に関する協議」とおりとする。

10 議会議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律第8条及び第9条の規定は適用しない。

11 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

芦川村の選挙による農業委員については、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定に基づき、笛吹市の選挙による委員として在任することとするが、その人数は1名とし、その在任期間は、笛吹市農業委員会の委員の任期とする。

在任特例以後の笛吹市の選挙による農業委員の定数は、現行の30名とする。

選挙は選挙区により実施し、芦川村の区域を第4選挙区に加える。

12 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 笛吹市の制度に統一する。
- (2) 「芦川村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例」は、承継する。

13 一般職員の身分の取扱い

芦川村の一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて笛吹市の職員として引き継ぐ。

14 特別職及び付属機関の委員等の身分の取扱い

特別職及び付属機関の委員等の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 常勤の特別職の職員の身分については、法令の定めるところによる。
- (2) 非常勤特別職の職員の身分については、法令等の定めるところに従い調整する。
- (3) 付属機関の委員等の身分については、合併時までに調整する。

15 公共的団体の取扱い

公共的団体については、それぞれの事情を尊重しながら、統合整備に努める。

- (1) 両市村共通している団体については、合併時に統合できるように調整する。
- (2) 芦川村独自の団体については、原則として現行どおりとし、新市においてその内容を検討する。

16 消防団の取扱い

芦川村消防団は笛吹市消防団芦川分団とし、現行の笛吹市条例根拠により運営を行う。(平成18年8月1日適用)

17 使用料及び手数料の取扱い

使用料及び手数料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。
- (2) 手数料については、笛吹市の制度に統一する。

18 補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 笛吹市の制度に統一することを基本とし、団体等の補助金については、平成19年度から笛吹市の制度に統一するよう調整する。
- (2) 芦川村独自の補助金については、現行のとおり笛吹市に引継ぎ、新市において調整する。

19 財産区の取扱い

新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合は、構成市町村との協議により、合併時に規約等を変更して一部事務組合として存続する。

20 公営住宅の取扱い

公営住宅は笛吹市の制度に統一する。芦川村若者定住促進村単住宅については、現行の芦川村の基準による。

21 上水道(簡易水道)の取扱い

芦川村の簡易水道は、現状のまま新市に引き継ぐ。

22 下水道(農業集落排水)の取扱い

芦川村農業集落排水施設は、現状のまま新市に引き継ぐ。

23 国民健康保険の取扱い

国民健康保険の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1)国民健康保険の税率は、合併時はそれぞれの市村の例により、合併後2年以内を目途に統一を図る。
平成18・19年度の芦川地区は、不均一課税とする。
- (2)笛吹市への基金持ちより額については、不均一課税分を除き、平成14、15、16年度の平均保険給付費の10%以上とする。

24 介護保険の取扱い

介護保険の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1)介護保険料については、平成18～20年度(第3期事業計画期間)は、不均一賦課とし、平成21年度以降は統一する。
- (2)保険料の納期は、平成18年度は芦川村は従前の例による。平成19年度以降は、笛吹市の制度に統一する。

25 福祉の取扱い

福祉の取扱いについては笛吹市の制度に統一する。なお、高齢者の「世代間交流事業」「高齢者スポーツ大会」「訪問理美容サービス事業」「老人クラブ助成」「各種支援事業」「デイサービス事業」については、平成18年度は現行どおりとし、平成19年度から笛吹市の制度に統一する。

26 学校教育の取扱い

学校施設については、合併時は現行のとおり笛吹市に引き継ぐが、新市における学校施設や通学区域などについては、検討委員会を設け総合的な検討を行い、教育環境の充実を図る。

27 新市基本計画の取扱い

新市基本計画の取扱いについては、別紙「新笛吹市基本計画」に定めるとおりとする。





笛吹市議会・芦川村議会

平成18年4月25日、笛吹市及び芦川村の臨時議会が開催され、合併に関する4議案が審議され原案通り議決されました。

議決された内容については次の通りです。

議案

笛吹市及び東八代郡芦川村の廃置分合について

平成18年8月1日から東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入することを山梨県知事に申請する。

議案

笛吹市及び東八代郡芦川村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入することに伴う財産処分に関し、両市村で協議のうえ定める。

協議内容

東八代郡芦川村の所有する財産は、すべて笛吹市に帰属させる。

議案

笛吹市及び東八代郡芦川村の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議について

東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入することに伴う農業委員会の委員の任期に関し、両市村で協議のうえ定める。

協議内容

笛吹市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもので東八代郡芦川村の農業委員会の選挙による委員1人は、笛吹市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き笛吹市の農業委員会の選挙による委員として在任する。



知事へ 廃置分合（合併）申請書を提出

平成18年5月8日、両市村長と市村議会議長が山本山梨県知事に廃置分合申請書を提出しました。

この申請書の提出により県では、6月県議会に廃置分合議案を提出し、議決されると山梨県知事から廃置分合についての決定書が交付されることとなります。その後、総務省へ届出をしたのち、7月中に総務大臣から笛吹市と芦川村の廃置分合について告示される予定となっています。



申請書提出後、懇談する出席者



山本知事へ申請書を提出

合併関連4議案を議決

議案

笛吹市及び東八代郡芦川村の廃置分合に伴う 地域審議会の設置に関する協議について

東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入することに伴う地域審議会の設置に関し、両市村で協議のうえ定める。

協議内容（概要）

合併前の芦川村の区域に地域審議会を設置することとし、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置期間）

合併の日から平成27年3月31日まで。

（所掌事務）

1、市長の諮問に応じて審議し、答申するもの。

（1）新市基本計画の変更に関する事項

（2）新市基本計画の執行状況に関する事項

（3）地域振興のための基金の活用に関する事項

（4）新市の基本構想及び各種計画の策定・変更に関する事項

（5）その他市長が必要と認める事項

2、審議会が必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

（組織）

委員15人以内。

区域に住所を有する、市議会の議員、公共的団体等を代表する者、学識経験者の中から市長が委嘱する。

（会議）

年4回以上開催する。

（庶務）

地域審議会の庶務は、芦川支所において行う。

合併までの流れ

【笛吹市・芦川村】

市村議会の議決を受け、市村長と両市村議会議長が山梨県知事へ廃置分合申請書提出

【山梨県・国】

廃置分合正式協議(県 総務大臣)
廃置分合正式協議回答(総務大臣 県)
県議会議案提出 県議会廃置分合議決
廃置分合決定(県)
総務大臣告示(平成18年7月)

【合併協議会・両市村】

市村議会議決(合併協議会廃止議案)
合併協議会廃止協議書締結
合併協議会廃止届出書(両市村 県)
芦川村閉村式

平成18年8月1日
新「笛吹市」誕生



新笛吹市基本計画

「新笛吹市基本計画」は、笛吹市と芦川村との合併後、新笛吹市として総合計画の基本となるものです。この作成に当たっては、平成16年10月に6町村の合併により笛吹市が誕生する際に作成された「新市建設計画」を基本とし、芦川村と合併することによる新たな取り組みなどを加えると共に、基礎数値が見直しされています。

新市基本計画における基本理念と主要プロジェクトなどについては次のとおりです。

【基本理念】

地域の進むべき基本的な方向性

1 活力ある
交流都市の創造

2 快適な
生活都市の創造

3 個性輝く
自立都市の創造



豊かな地域資源と実り多い産業、人々の往来による

「にぎわい」のある都市づくり

自然環境と共生した、安心して健やかに暮らせる

「やすらぎ」のある都市づくり

個性輝く人々が育ち、個性光る地域経営をする

「きらめき」のある都市づくり



3つの基本理念から導き出されるキャッチフレーズ

“ にぎわい・やすらぎ・きらめき ”

「躍動するふれあい文化都市」

「にぎわい」 ➡ 活力ある交流

「やすらぎ」 ➡ 快適な生活

「きらめき」 ➡ 個性の輝き

を表現します。

主要プロジェクト (実現のための施策)

① 活力ある交流都市の創造

活力と交流の都市基盤づくり
計画的な土地利用・都市づくり
道路網の整備
交通環境の充実
市街地・集落環境の充実
自然環境の管理活用・景観形成
河川の整備

活力と交流の産業づくり

農林業の振興
商工業の振興
観光の振興
交流施設の充実
勤労者福祉・雇用促進

② 快適な生活都市の創造

快適な生活環境づくり
住宅・住環境の整備
生活の情報化
循環型社会づくり
公園・憩いの場の整備

快適で安心な暮らしづくり

子育て環境の充実
保健・医療の充実
介護保険の充実
各種福祉施策の充実
安心できる環境整備

③ 個性輝く自立都市の創造

個性輝く自立した人づくり
義務教育の振興
学園都市の推進
青少年活動の推進
生涯学習社会の振興
スポーツの振興
歴史・文化財の保全
男女共同参画の推進
交流事業の推進

個性輝く自立した自治づくり

住民参加型行政の推進
行政機能・体制の強化
情報化の推進
広報・広聴の充実
健全な行財政運営の推進

芦川村の魅力「自然景観」の活用を中心に

笛吹市と芦川村の合併により、新市基本計画の中では、芦川村の持つ最大の魅力である自然景観の活用を中心とした振興策が盛り込まれています。

主なものでは、芦川村と富士河口湖町を結ぶトンネル整備により、新たな地域間交流や観光ルートの開発、各種の産業振興などが期待されることから、若彦路の道路整備促進を図る。

のどかで美しい集落地帯や、芦川等を利用した自然環境の管理活用・景観形成を図る。そのための主な施策として、都市・山間部連携の推進があげられています。

また、観光の振興では、「ふるさと原風景」とした空間の活用、すずらん群生地やハイキングコース等、美しい自然の周辺整備促進。循環型社会づくりとしての水力など自然エネルギーの活用。個性輝く自立した人づくりとして、都市部と山間部の地域間や、世代間交流及び、地域行事などへの積極的な参加促進などがあります。



みごとに造形美をみせる芦川村の石垣



芦川村で住民説明会を開催

4月6日午後7時30分から、芦川村中学校体育館において、合併協議会主催の「**笛吹市・芦川村合併に伴う住民説明会**」が開催されました。

説明会には、村民約50人、村役場職員、合併協議会から会長の荻野笛吹市長、副会長の野沢芦川村長、野澤芦川村議会議長をはじめ芦川村選出の協議会委員等が出席し、笛吹市との合併に向けたこれまでの経過や、協議会において協議途中の「**新笛吹市基本計画**」、合併協議の中で決定した協議内容について、事務局から説明をしました。

説明会において住民の皆さんからは次のような質問が出されました。

新笛吹市基本計画の説明資料に芦川村のことが書かれていないがなぜか。

事務局

新笛吹市基本計画は笛吹市が誕生する際旧6町村の合併協議会において策定した「**新市建設計画**」へ、芦川村との合併による新たな項目などを追加、加筆する方法で合併協議会において検討しているが、まだ決定していない(4月14日開催第3回協議会において決定)ので、本日は概要説明とさせていただきます。

合併すると宿直が廃止されるようだが、緊急時等の対応として宿直を置いてほしい、また、消防の分署を設置してほしい。

事務局

要望として検討いたします。



住民説明会であいさつする荻野会長(中央)と野沢副会長(左)、野澤芦川村議長(右)

合併協議会会長 荻野笛吹市長あいさつ

これからの“まちづくり”で大切なことは、自分たちの地域は、自分たちで作っていくということです。また、芦川村の良さ、例えば、美しい自然はもちろん、かぶと造りの家や、石垣等があげられますが、白川郷と似た雰囲気でもあり、若彦路も開通するとその良さをどのようにアピールしていくか、皆さんの意見を聞き、そして皆さんと共に考えていきたいと思っています。

芦川村のことは芦川村の人たちが「こうすればよくなる」ということを考え、積極的に提案していただきたいと思います。そして、時間はかかりますが、いつの日か笛吹市と合併して良かったなと住民の皆さんが思う日がくることを信じています。



合併協議会開催

第1回

笛吹市と芦川村の議会の議決を受け、平成18年3月1日、法定の「笛吹市・芦川村合併協議会」が設置されました。

同日行われた第1回合併協議会において、両市村から選ばれた委員20名を委嘱、各種規程の報告、平成17年度事業計画、予算、協定項目(27項目)などについて協議しました。

なお、任意合併協議会において確認されていた「合併の方式」「期日」「名称」「事務所の位置」の4項目について、再度協議し原案どおり決定しました。

第2回

3月20日、第2回合併協議会が開催され、平成18年度事業計画、予算、新市基本計画、協定項目について協議しました。

新市基本計画については、任意合併協議会での検討を踏まえ協議した結果、県と正式協議に入ることを決定しました。また、協定項目22項目を協議し、原案どおり決定しました。

第3回

4月14日、第3回合併協議会が開催され、協定項目の「新市基本計画の取扱い」について決定しました。これで協定項目27項目全てについて調整方針が決定したことから、合併協定書への調印式を4月18日に行うことが確認されました。

(協定項目の詳細は3～5ページ、新市基本計画の概要は8～9ページをご覧ください。)

平成18年度 事業計画

笛吹市と芦川村は、本年1月に任意協議会、3月1日に法定協議会を設置し、8月1日の合併を目指し新笛吹市における事務事業の一元化に向けた協議を行ってきました。平成18年度においては、下記事業を実施し、さらに合併に関する協議、住民への啓発、情報提供に努めます。

- 1、協議会の開催
- 2、幹事会等の開催
- 3、新笛吹市基本計画の作成
- 4、ホームページの作成と広報活動
- 5、その他合併に関し必要な事項

平成18年度 合併協議会予算

平成18年度笛吹市・芦川村合併協議会予算は、歳入歳出それぞれ6,002千円となりました。

歳入

(単位:千円)

項目	予算	備考
市村負担金	3,000	1,500千円×2市村
県補助金	3,000	県市町村合併推進事業費補助金
繰越金	1	前年度繰越金
諸収入	1	
歳入合計	6,002	

歳出

(単位:千円)

項目	予算	備考
事業推進費	6,000	協議会だより、新市基本計画、合併協定書、市民便利帳の印刷、例規整備、会議録作成委託ほか
予備費	2	予備費
歳出合計	6,002	

協議会委員の変更

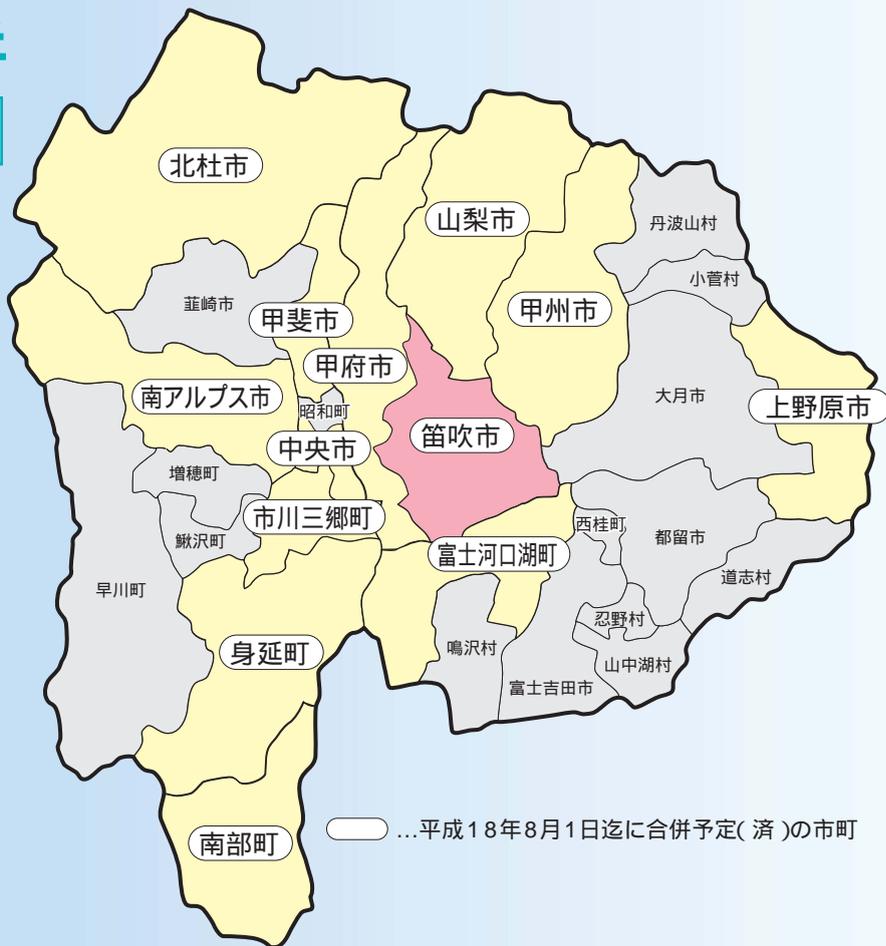
(敬称略)

市村委員区分	新委員	旧委員	变更日期
芦川村 5号委員 (学識経験者)	立澤 強	宮川 武久	平成18年 4月1日
芦川村 5号委員 (学識経験者)	市川七津恵	野澤 茂子	平成18年 4月1日

平成の合併

山梨県内の状況

笛吹市と芦川村が8月1日に合併することにより、山梨県内の市町村数は、平成の大合併前の64市町村から28市町村に再編されます。



合併協定記念講演

「新時代の笛吹市を磨く」

(財)山梨総合研究所 はじめ 早川 源氏

合併協定調印式終了後、(財)山梨総合研究所専務理事の早川源さんによる、「新時代の笛吹市を磨く」と題した記念講演が行われました。

早川さんは、平成の大合併の大義は、まず「財政再建」そして「地方分権自治」であると前置きした上で、次のように語られました。



これからは今までの国家という概念よりも、地域という概念が非常に重要になってくる。このような状況の中で、山梨県の歴史を振り返ると、「水に賭ける戦略」と「道に賭ける戦略」の二つの戦略をとってきた。これからの笛吹市にとっては「森と水に賭ける時代」がきていると思う。それは健康という資源の森であり、教育とか文化という面、観光という面から森と水をとらえることです。豊かな森と清流が価値を生むということを念頭に、地域づくりをして

いくことが必要だ。

芦川の清流や石積みの景観、かぶと造りの民家、新道峠からの富士の眺望など、都会の人から見たら本当にすばらしい散策路だと思う。この合併によって、笛吹市の持つ温泉や果物に加え、芦川という奥座敷を持ったということではないか。

これまでの発想を転換して、新しい笛吹市の資源を、また強みを磨き上げて、ぜひ奥行きのある都市を作っていたきたい。